

地域雇用活性化推進事業に関するQ & A

厚生労働省職業安定局地域雇用対策課
令和7年2月

目次

【総論的な事項】	6
Q1 仕様書3(2)イ(ア)過疎等地域について、新過疎法第44条の規定に基づき過疎地域とみなされる区域として公示された区域により実施地域の要件を満たしている場合、当該区域においてのみ事業を実施しなければなりませんか。	6
Q2 仕様書3(2)イ(イ)重大な災害の被害を受けた地域について、aの要件に該当する災害とは具体的にはどのような災害ですか。	6
Q3 雇用機会不足地域と過疎等地域の両方に該当する場合、どちらの地域として応募が可能でしょうか。	6
Q4 複数の市町村が連携して事業を実施する場合、隣接している必要はありますか。また、県境を越えた連携は可能でしょうか。	6
Q5 複数の市町村が共同で事業に応募する場合、地域要件を満たしているかどうかをどのように判断するのでしょうか。	6
【協議会に関する事項】	8
Q6 事業推進員の一部を2年度目から配置することは可能ですか。	8
Q7 協議会の構成員について、兼任禁止等の役職はありますか。	8
Q8 都道府県が活性化事業の提案・実施主体となることは可能でしょうか。	8
Q9 協議会には、地域の経済団体等の参加は必要ですか。また、地域外からの参加は可能でしょうか。	8
Q10 協議会は、活性化事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。	8
Q11 協議会以外の団体(直接委託法人)が事業を実施できる場合は、雇用機会不足地域に限定されているのはなぜですか。	9
Q12 仕様書5(2)で定める要件に該当する直接委託法人として想定している団体は具体的にどのような団体ですか。	9
Q13 仕様書16(6)について市町村が損失を補償することについて同意する場合、どのような手続きが必要ですか。	9
Q14 委託契約の締結までに、議会が開かれていない場合はどうすれば良いのでしょうか。	9
Q15 活性化事業終了後の計画や波及効果について、調査等の確認は行われるのですか。	9
【応募に関する事項】	11
Q16 原則として応募上限回数が3回までに制限されている理由を教えてください。	11
Q17 活性化事業の重点分野等は、過去に実施した実践事業や活性化事業と重複していても構わないでしょうか。	11
Q18 提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか。	11
Q19 活性化事業の終了後の取組方針が未定である場合は、事業構想提案書に未記入でも良いのでしょうか。	12
Q20 アウトプットの根拠は、どのようなことが想定されますか。	12
Q21 活性化事業を実施するにあたり、1つの市町村が複数の広域地域に参画して応募することは可能でしょうか。また、市町村単独で応募した後で広域地域に参画して応募することは可能でし	

うか（広域→市町村単独のケースを含む。）。	12
Q22 今後、2次募集の予定はありますか。	12
【事業に関する事項】	13
Q23 活性化事業において実施することができない事業はありますか。	13
Q24 地域の事業所、求職者に対するニーズ・シーズ調査については、事業構想を策定するに当たって必ず実施する必要がありますか。	13
Q25 講習会開催回数設定に当たっての留意事項を教えてください。	13
Q26 活性化事業で収益を得ることを目的に事業を実施することは可能でしょうか。	13
Q27 選定事業所に対する伴走型支援の具体的な内容を教えてください。	14
Q28 伴走型支援の取組において、協議会が委託費で販売スペースを確保して販路開拓の為に地場産品の販売会を行った場合、売り上げは国に返還しなければならないのでしょうか。	14
Q29 伴走型支援の取組において、協議会が新商品開発のための材料費を委託費から負担し、開発中の商品の試験販売を行った場合、売り上げは国に返還しなければならないのでしょうか。	14
Q30 伴走型支援を行う中で、開発中の旅行商品の効果を検証するため、モニターツアーを実施したいと考えています。広く一般人を参加者として募集し、ツアー料金を徴収せずに実施することは可能でしょうか。	14
Q31 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援により開発した商品の権利はどこに帰属するのでしょうか。	14
Q32 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援により開発した商品について、知的財産権の取得に係る経費を委託費から支出することはできるのでしょうか。	15
Q33 伴走型支援の実施により魅力ある雇用が生まれてマッチングした好事例は、委託期間が終了するまで、地域内事業所に提供することはできないのでしょうか。	15
Q34 就職促進の取組においてU・I・Jターン向け企業説明会・面接会を開催するに当たり、より多くの事業所・U・I・Jターン就職希望者を集める目的で実施地域以外の市町村の事業所に参加させることは可能ですか。	15
Q35 他の補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して活性化事業を実施することは可能でしょうか。	15
Q36 事業推進員が、研修のために海外視察に行くことは可能でしょうか。	15
Q37 伴走型支援の中で、選定事業所が海外で事業を展開する場合、短期間、専門アドバイザー等を同行させることは可能でしょうか。	15
Q38 就職相談員やカウンセラーの配置は認められないのでしょうか。	15
Q39 例えば、事業者向けのICTセミナー等、創業者支援に関する内容ではない講習会の中で、フリーランスの働き方を推奨する内容の講習を行っても問題ないでしょうか。	16
Q40 創業希望者に対する事業は、「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」「B 人材育成の取組」のいずれで実施すればよろしいでしょうか。	16
Q41 当初計画していたセミナーの内容について、事業実施期間の途中で変更することは可能でしょうか。	16
【目標に関する事項】	17
Q42 アウトカムとして計上できる就職、採用の考え方を教えてください。	17
Q43 各年度のアウトカム報告時点で、就職はしていないが、就職が確約されている（内定が出ている）場合、アウトカムとして計上してよいでしょうか。	17
Q44 人材育成の取組及び就職促進の取組について、受講希望者がアウトプットに計上可能な者が	

どうかの確認はどのようにして行えばよいでしょうか。	17
Q45 「B 人材育成の取組」及び「C 就職促進の取組」のアウトカムの把握は、どのように行えばよいのでしょうか。	18
Q46 アウトカムの把握方法として、具体的な取組を教えてください。	18
Q47 事業継続の可否は、原則として、事業1年度目・2年度目において、2月末時点までの実績により判断することとなっていますが、3月に事業を実施することは可能でしょうか。	18
Q48 事業1年度目・事業2年度目において、各年度の3月以降の実績についてはどのように扱うのでしょうか。	19
Q49 事業継続の可否判断の関係から、事業2年度目及び事業3年度目については、いつから事業を開始して良いのでしょうか。	19
Q50 アウトプット・アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更することはできるのでしょうか。	19
Q51 地域外の求職者（地域内就職を希望していない者）から各種講習会等への参加希望があった場合、参加を認めても良いのでしょうか。また、アウトプット・アウトカムのカウントは可能でしょうか。	19
Q52 地域外の事業所（地域内での事業所・営業所の新設、事業拡大を希望していない事業所）から「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」及び「C 就職促進の取組」において実施する講習会への参加希望があった場合、参加を認めても良いのでしょうか。また、アウトプット・アウトカムのカウントは可能でしょうか。	20
Q53 既に就職状態にある者が、講習会の成果によってスキルアップし、副業に就いた又は始めた場合、アウトカムのカウントは可能でしょうか。	20
Q54 従業員を雇用する創業を目指して創業したものの、結果的に従業員を雇用出来なかった場合は、アウトプット・アウトカムには計上できないのでしょうか。	20
Q55 『A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組』の従業員を対象としたメニューの場合において、アウトカムの取り扱いはどのように考えれば良いのでしょうか。	20
【経費に関する事項】	21
Q56 事業推進員の「定期健康診断料」を計上することは可能でしょうか。	21
Q57 講師やアドバイザー、コンサルタント等への謝金について、基準はあるのでしょうか。	21
Q58 協議会の定例会開催に係る経費を委託費（管理費）から支出することは可能でしょうか。	21
Q59 事業推進員の超過勤務手当の不足が発生した場合、管理費や事業費からの流用（経費配分の変更）は可能でしょうか。	21
Q60 台風や地震等、自然災害の発生により講習会を中止せざるを得ない場合、講習会実施に当たり既に作成したパンフレット費用や講師キャンセル料を委託費より支出することは可能でしょうか。	21
Q61 講習会や企業説明会等を開催する際に、保育コーナーや保育士を措置する経費を委託費として計上することは可能でしょうか。	21
Q62 U I Jターン就職希望者に対し、職場体験や地域見学会、合同面接会等を実施する場合、現地滞在費に上限等がありますか。	22
【再委託に関する事項】	23
Q63 再委託の定義を教えてください。	23
Q64 活性化事業の再委託に当たってはどのような点に留意すべきでしょうか。	23
Q65 第三セクターに事業を再委託したいと考えています。可能でしょうか。	23

Q66 就職促進の取組において、フェイスブックやインスタグラム等の各種SNSの他に、協議会の情報発信のためのホームページを独自に開設する場合、ホームページの構築や、ホームページ開設後の運用・保守・点検等の業務を外部へ再委託することは可能でしょうか。	23
【その他の事項】	24
Q67 活性化事業を実施するために設立した協議会は、消費税法上における課税事業者となりますか。	24
Q68 活性化事業を実施するために設立した協議会は、法人税法上における納税義務者となりますか。	24

【総論的な事項】

Q1 仕様書3(2)イ(ア)過疎等地域について、新過疎法第44条の規定に基づき過疎地域とみなされる区域として公示された区域により実施地域の要件を満たしている場合、当該区域においてのみ事業を実施しなければなりませんか。

A 当該区域を含む市町村全体での事業実施が可能です。

Q2 仕様書3(2)イ(イ)重大な災害の被害を受けた地域について、aの要件に該当する災害とは具体的にはどのような災害ですか。

A 令和6年能登半島地震となります。

Q3 雇用機会不足地域と過疎等地域の両方に該当する場合、どちらの地域として応募が可能でしょうか。

A 両要件に該当する場合には、雇用機会不足地域としての応募となります。なお、雇用機会不足地域は地域法で定義されており、厚生労働省が担う雇用対策の面からすると緊要度が高いことから、事業選抜に当たって加点されます。

Q4 複数の市町村が連携して事業を実施する場合、隣接している必要はありますか。また、県境を越えた連携は可能でしょうか。

A 雇用機会不足地域で実施する場合は、複数の市町村が連携して事業を実施する場合、原則隣接している必要があります。

過疎等地域で実施する場合においては、連携して実施する必要性が認められる場合には、必ずしも隣接している必要はありません。

また、県をまたがる地域の連携についても可能です。ただし、連携地域の中から代表となる市町村を決めていただき、当該市町村に地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）を設置していただきます。

Q5 複数の市町村が共同で事業に応募する場合、地域要件を満たしているかどうかをどのように判断するのでしょうか。

A 以下により判断します。

I. 複数の市町村のうち、一地域以上の雇用機会不足地域が含まれている場合、まずは連携地域における有効求人倍率の総数判断（※）を行います。

（※）例えば、A市町村とB市町村が共同で事業に応募する場合の有効求人倍率は、以下により算定します。

有効求人倍率＝（A市町村とB市町村の有効求人数の和）／（A市町村とB市町村の有効求職者数の和）

i 複数地域における最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67。）以下である場合
⇒ 雇用機会不足地域としての応募となります。

- ii 上記 i に該当せず、一地域以上の過疎等地域が含まれる場合
⇒ 過疎等地域としての応募となります。

Ⅱ. 複数市町村に雇用機会不足地域は含まれておらず、一地域以上の過疎等地域が含まれている場合
⇒ 過疎等地域としての応募となります。

【協議会に関する事項】

Q6 事業推進員の一部を2年度目から配置することは可能ですか。

A 一部の事業推進員を2年度目から配置することは可能です。

Q7 協議会の構成員について、兼任禁止等の役職はありますか。

A 監事は全ての役職と、会長、事務局長、会計責任者は、それぞれ兼任する（いずれか2つ以上の役職を兼ねる）ことは出来ません。

また、以下、推奨事項となりますので、この点についても留意の上、選任してください。

- ・会長：市町村の場合は、副市長級（中核市以上の場合は部長級）以上
経済団体においては役員級以上
- ・会計責任者：実施市町村の職員
- ・監事：会計責任者と別組織の者

Q8 都道府県が活性化事業の提案・実施主体となることは可能でしょうか。

A 活性化事業は市町村レベルでの自主的かつ地域一体となった取組を支援するものであることから、都道府県が主体になることはできません。

あくまでも、事業の実施を希望する地域の市町村、経済団体等を構成員とする協議会（又はその設立準備会）が事業構想を提案することとなっています。

したがって、当該地域の市町村は参加せず、都道府県だけが参加した協議会が事業を提案することはできませんが、当該地域の市町村、経済団体等が参加した上で都道府県が協議会の構成員の一員となり、事業構想を提案することは可能です。

また、活性化事業の実施主体は、協議会又は協議会の指定する民間団体等となっていますので、都道府県は協議会の一員として事業に関わることは可能です。

Q9 協議会には、地域の経済団体等の参加は必要ですか。また、地域外からの参加は可能でしょうか。

A 活性化事業の実施主体となる協議会については、事業の実施を希望する地域の市町村及び経済団体が構成員として参加することが必要です。地域に複数の経済団体がある場合、協議会にすべての団体が参加する必要はありませんが、地域重点分野に関連の深い主要団体の参加は必要です。

また、協議会は、事業の実施を希望する地域の市町村及び経済界等に加えて、都道府県や地域のNPO、労働組合、地域外からの専門家等についても事業内容を踏まえ適宜参加いただくことが望まれます。なお、厚生労働省が所管する委託事業のため、都道府県労働局やハローワークの職員が協議会の構成員として参加することはできません。

Q10 協議会は、活性化事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。

A 差し支えありません。ただし、委託費の流用は認められないほか、事業推進員については、活性化事業に係る協議会の業務に従事した範囲のみ対象となっておりますのでその点をご留意ください。なお、協議会内で活性化事業以外の業務を行う場合、協議会運営に係る事務所借料については、活性化事業と他の事業での利用面積等で適正に按分いただき、光熱水料については別メーターで使用料を管理又は利用面積等で適正に按分等するなど、活性化事業のみの使用経費を算出する必要がある点にご留意ください。

Q11 協議会以外の団体（直接委託法人）が事業を実施できる場合は、雇用機会不足地域に限定されているのはなぜですか。

A 活性化事業は、地方公共団体や地域の経済団体等から構成される協議会が事業構想を提案し実施することを基本としていますが、雇用機会不足地域は地域法で定義されており、厚生労働省が担う雇用対策において支援の緊要度が高い地域であることから、当該地域において活性化事業を活用しやすくする観点から、例外的に一定の要件を満たす団体（直接委託法人）を実施主体として事業を実施することを認めることとしています。

なお、直接委託法人が実施する場合は、当該法人に事業の企画や運営等を任せきりとせず、事業構想に沿った取組が着実かつ効果的に実施されるよう、事業構想を策定する協議会の主要法人であり、また雇用創造計画（雇用機会不足地域は策定が必須）の策定主体でもある自治体は、当該法人の事業の実施に積極的な関与（実施状況の確認・助言、連携、協力）が必要なことに留意してください。

Q12 仕様書5（2）で定める要件に該当する直接委託法人として想定している団体は具体的にどのような団体ですか。

A 商工会議所や商工会などの当該地域の経済団体、当該地域において地域おこしに係る諸活動を行うNPO法人や営利法人を想定しています。

Q13 仕様書16（6）について市町村が損失を補償することについて同意する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 国に生じた損失を補償する市町村（又は都道府県）は、以下の①～②に留意のうえで、委託要綱様式第4号「同意書」を作成し、原則、委託契約の締結までに協議会等を経由して労働局へ提出してください。複数の市町村（又は都道府県）が協議会の構成員となっている場合は、あらかじめ損失を補償する市町村（又は都道府県）を定めて同意書を作成する必要がある点にご留意ください。

① 委託契約に関し、国に生じた損失を市町村（又は都道府県）が補償する（以下「損失補償」という。）場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に基づく債務負担行為として、予算で定めておく必要があり、市町村（又は都道府県）の議会による議決が必要となること。

② 債務負担行為として当初予算に定めていない場合には、地方自治法第218条に基づく補正予算に定める必要があり、同様に市町村（又は都道府県）の議会による議決が必要となること。

Q14 委託契約の締結までに、議会が開かれていない場合はどうすれば良いでしょうか。

A 市町村（又は都道府県）の議会の招集時期等により、委託契約の締結までに同意書を作成することが難しい場合は、委託契約の締結後、速やかに同意書を作成して提出してください。

なお、損失補償は、国が協議会等に対して債務の履行を通知し、協議会等が当該債務を履行しないときに生じるものであり、本事業において必ず生じるものではないことから、必ずしも当初予算に定める必要があるものではなく、損失補償の必要性が生じた際に補正予算により措置することも可能です。

ただし、予算編成には議会の議決が必要であることを踏まえると、本事業及び同意書について、委託契約の締結までに市町村（又は都道府県）の長から議会に対してあらかじめ説明がなされていることが望ましいと考えられます。

Q15 活性化事業終了後の計画や波及効果について、調査等の確認は行われるのですか。

A 事業終了後のフォローアップとして調査を行うことがあります。

事業終了後の計画や波及効果については、事業の検証や見直し等の参考にさせていただくほか、地域へのアドバイス等に利用させていただきます。

【応募に関する事項】

Q16 原則として応募上限回数が3回までに制限されている理由を教えてください。

A 本事業は、意欲ある地域が自主的に計画した、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組に対して、国が委託事業として支援をするものであり、将来的には本事業で得た成果を活用して、地域が主体的に雇用創造に資する雇用対策の取組を継続実施することが望まれます。そのため、あらかじめ再応募に一定の制限を設けることで、将来的な地域の取組の「自走」に向けて、円滑に計画していただくよう促すことを目的としております。

Q17 活性化事業の重点分野等は、過去に実施した実践事業や活性化事業と重複していても構わないでしょうか。

A 現状の地域課題や地域ニーズを的確に捉え、それに対応しうる重点分野及び個別メニューを設定してください。特に再応募の場合は、前回事業と同じような取組となることがないよう、実績や事業効果を分析の上、新たな展開や改善を図っていることが必要です。これらを満たしていれば重点分野等が重複していても問題ありません。

Q18 提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか。

A 提案された事業構想については、地域雇用対策や地域活性化に関する専門的な識見を有する外部委員等による事業選抜・評価委員会において、公正・公平な審査を行い、「魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」を選抜することとしています。

なお、事業構想の主な審査ポイントは以下のとおりです。

① 地域課題、事業コンセプト

地域課題・地域資源が明確化され、それを踏まえた創意工夫ある事業コンセプトとなっているか。

また、再応募地域については、前回事業における取組結果の分析やそれを踏まえた前回事業からの変更点、改善点が明確となっているか（統計データや具体的エビデンス（地域内事業所や地域求職者へのニーズ・シーズ調査結果 等）に基づいているか）。

② 事業内容

「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」、「B 人材育成の取組」、「C 就職促進の取組」が雇用対策事業として、地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか、各取組の組み合わせが地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか。

③ 実施体制

実施体制が適切なものとなっているか（適切な構成員で構成されているか、構成員の役割分担が明確であるか、地域関係者の意欲が高いか等）。

④ アウトカム目標及び費用対効果

アウトカム目標の就業人口への寄与度、目標達成期待度、就職者一人当たりの雇用に要する経費。

⑤ その他

市町村、経済団体等が地域活性化に資する有効な取組を行っており、活性化事業と一体的に実施することによる相乗効果が期待できるか。

Q19 活性化事業の終了後の取組方針が未定である場合は、事業構想提案書に未記入でも良いのでしょうか。

A 本事業は、地域の創意工夫と各種施策との連携による中長期的な雇用創造の取組について、国が最大3年度間に亘って支援するものですが、事業実施期間後においても、活性化事業における成果を踏まえて、地域が主体的に雇用創造に資する雇用対策の取組を継続実施することが望まれます。このため、事業構想の段階から、期待される事業成果を踏まえた事業終了後の取組方針等を検討し、その旨を事業構想提案書に記載する必要があります。

特に再応募の場合については、将来的な地域の取組の「自走」を念頭においた取組方針等を明確に記載してください。

Q20 アウトプットの根拠は、どのようなことが想定されますか。

A 例えば、「地域内製造業事業所〇社の10%程度」など、ターゲット分野である業種から設定することや、「〇〇市で開催した求職者向けセミナーの参加者と同程度」など、過去、市町村や経済団体で実施したセミナーの実績を参考に設定することなどが考えられます。

Q21 活性化事業を実施するにあたり、1つの市町村が複数の広域地域に参画して応募することは可能でしょうか。また、市町村単独で応募した後で広域地域に参画して応募することは可能でしょうか（広域→市町村単独のケースを含む。）。

A 同一期間における複数事業への参画については、市町村等のマンパワー不足等により事業成果が十分に得られなくなる懸念があることから原則不可としています。ただし、連携予定地域がU・I・Jターン就職希望者の誘引に取り組む際に、その送り出し地域として連携・協力するような場合等には認められる場合があります。このため、複数事業への参画・応募を検討している市町村は、事前に管轄労働局あて相談してください。

Q22 今後、2次募集の予定はありますか。

A 現時点では2次募集は予定していません。

【事業に関する事項】

Q23 活性化事業において実施することができない事業はありますか。

A 各取組が「雇用に結びつく」必要があるため、以下のような事業は実施することができません。

- ・ オープニングイベント、基調講演、講演会、対談、シンポジウム、パネルディスカッション等単なる地域振興や町おこしのためのイベントのような講習会
- ・ 1日のみの外国語学研修等、現実的にスキルやノウハウを修得不可能な日程の講習会（スキルやノウハウ修得のために必要な日数を設定すること。また、事業所や求職者が受講しやすいように、冗長なものとならないように留意すること。）
- ・ 文学、歴史、生け花、陶芸、ヨガ、利き酒、ソムリエ等、単なる趣味や教養のための講習会
- ・ 単なる料理教室・試食会のような講習会（座学や作成した料理の検証・講評等のカリキュラムを盛り込むこと。）
- ・ 「観光ガイド育成」として、カヌー、乗馬、サーキットなど地域の観光プログラムを単に体験するだけの講習会（座学や接遇・おもてなしのロールプレイ形式でのカリキュラムを盛り込むこと。）
- ・ いわゆるフリーランスによる就労を目的とした講習会
- ・ 特定の事業所・団体のみを対象とした企業内研修のような講習会
- ・ 個別の事業所のみが活用できる内容の講習会

Q24 地域の事業所、求職者に対するニーズ・シーズ調査については、事業構想を策定するに当たって必ず実施する必要がありますか。

A 事業構想を策定するに当たってのニーズ・シーズ調査は、地域の実情に応じた各取組の策定に資するものであり、かつ、講習会等受講者数や企業説明会等参加者数（アウトプット目標値）の設定根拠となるものであることから、必ず実施する必要があります。なお、以前に類似の調査を実施しているなど、地域の事業所、求職者のニーズ・シーズを把握できている場合には、この限りではありませんが、協議会へ参加を予定している経済団体、地域を管轄するハローワーク等と連携して、ニーズ・シーズの把握に努めることが効果的です。なお、ニーズ・シーズ調査は、事業構想提案書に反映させるために行いますので、個別メニューとしてニーズ・シーズ調査を行うことはできません。

Q25 講習会開催回数設定に当たっての留意事項を教えてください。

A 講習会の回数設定に当たっては、ターゲットとする地域内事業所数や求職者数等を十分に精査した上で必要な回数を設定してください。

また、開催に当たっては、講習会の企画、講師・テキスト・会場・開催日時の選定、周知広報、受講者の募集、アンケート調査の整理、アウトプット・アウトカムの管理、経理処理等の業務が発生しますので、これらの付随的業務も踏まえた上で、無理のない回数を設定してください。

なお、1年度目は2・3年度目と比較して事業期間が短いことについても留意が必要です。

Q26 活性化事業で収益を得ることを目的に事業を実施することは可能でしょうか。

A 活性化事業は、あくまで国の委託事業であって、事業の実施により収益を得ることを目的としたものではありませんので、事業利用者から収益を見込んだ対価を徴収することはできません。

また、事業に必要な経費は全て委託費より支弁することになっていますので、事業利用者から実費相当分等を対価として徴収することを禁止しています（再委託で実施する事業についても同様です。）。

Q27 選定事業所に対する伴走型支援の具体的な内容を教えてください。

A 伴走型支援は、新分野進出等の講習会に参加した事業所等を中心に支援の対象とする事業所を選定し、選定事業所が新分野進出等に取り組む際に、協議会が伴走し支援するものです。具体的な支援内容は、商品デザイン、販路開拓等に必要な専門アドバイザーの派遣やマーケティング調査費、機器等借損料の支弁、販路拡大に向けた試験販売のための会場借料等が想定されます。

なお、当該取組は、地域における新分野進出等を通じた魅力ある雇用の確保・拡大の好事例を収集し、地域内に展開するために実施するものであり、特定の企業に利益を与えることが目的でないことに留意が必要です。

Q28 伴走型支援の取組において、協議会が委託費で販売スペースを確保して販路開拓の為に地場産品の販売会を行った場合、売り上げは国に返還しなければならないのでしょうか。

A 活性化事業は、事業の実施において収益を得ることを目的としたものではありません。また、必要な経費は委託費より支弁することが可能なため、委託費で支弁した場合には、事業の実施に伴い得た収益を原則として国に返還する必要があります。

ただし、販路拡大のノウハウ獲得のために協議会が委託費で販売スペースを確保し（恒常的なものは不可。通常は数日若しくは1週間～2週間程度）、選定事業所が製造した商品を自ら持ち込み自ら販売する場合の売り上げは選定事業所の収益となるため、返還は不要です。

Q29 伴走型支援の取組において、協議会が新商品開発のための材料費を委託費から負担し、開発中の商品の試験販売を行った場合、売り上げは国に返還しなければならないのでしょうか。

A 商品の適正価格を検証するために、協議会が材料費を委託費で支弁し、試験販売を行う場合の売り上げは、選定事業所ではなく協議会（国）の収益と見なされます。そのため、試験販売により得た収益は別に管理し、精算時に全額を国に返還する必要があります。

Q30 伴走型支援を行う中で、開発中の旅行商品の効果を検証するため、モニターツアーを実施したいと考えています。広く一般人を参加者として募集し、ツアー料金を徴収せずに実施することは可能でしょうか。

A 一般の方を対象としてモニターツアーを実施することに問題はありませんが、委託費から参加者の地域までの交通費や宿泊費を支弁することはできません。

委託費から支弁する経費は、地域内で参加者が体験するイベント等に必要な経費のみとし、地域までの交通費や宿泊費は参加者がそれぞれツアーリストやホテル等に支払う方法等により実施してください。また、参加者からツアー料金を徴収し、事業費として使用することはできませんので御留意ください。

なお、詳細な検証を目的に、専門家等をモニターツアーへ招聘する場合の経費は、全額を委託費から支弁できるものとします。

Q31 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援により開発した商品の権利はどこに帰属するのでしょうか。

A 伴走型支援にあたって、協議会と選定事業所との間で特段の定めがない場合、選定事業所に帰属することとなります。

Q32 事業所の魅力向上、事業拡大の取組における伴走型支援により開発した商品について、知的財産権の取得に係る経費を委託費から支出することはできるのでしょうか。

A 委託費から支出することはできません。

活性化事業では、地域の事業所が取り組む地域の特産品を使った商品の開発や販路拡大等のノウハウの開発に伴い、専門家を派遣してアドバイスを行う等の伴走型による支援を実施するものであって、それらの支援に係る経費については支出することは可能ですが、選定事業所の知的財産権の取得そのものについては支援の対象外です。

Q33 伴走型支援の実施により魅力ある雇用が生まれてマッチングした好事例は、委託期間が終了するまで、地域内事業所に提供することはできないのでしょうか。

A 伴走型支援の好事例は、地域内の事業所等へ提供することにより、地域における新たな事業展開とそれを通じた魅力ある雇用の創出につなげていくことが期待されるものです。

このため、委託期間が終了する前であっても、一定の成果が出た段階で選定事業所と調整の上、好事例を地域内の事業所等へ提供することが可能です。ただし、知的財産権はあくまで選定事業所側に属しますので、どこまで好事例として公表するかは実施当初より選定事業所に十分確認した上で、決定してください。

Q34 就職促進の取組においてU I Jターン向け企業説明会・面接会を開催するに当たり、より多くの事業所・U I Jターン就職希望者を集める目的で実施地域以外の市町村の事業所を参加させることは可能ですか。

A 可能です。ただし、委託費で措置することが可能な開催費用（会場借料、ブース設置費用等）については、地域内事業所に係る分のみとなりますので、参加事業所数の比率により按分してください。なお、地域内事業所であっても、企業説明会・面接会開催場所までの旅費及び滞在費を委託費で措置することはできません。

Q35 他の補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して活性化事業を実施することは可能ですか。

A 他の補助金等と、同一の経費を重複して支給対象にするものでなければ、当該補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して活性化事業を実施することができます。

ただし、当該補助金等の支給規定等に反する場合はこの限りではありません。

Q36 事業推進員が、研修のために海外視察に行くことは可能でしょうか。

A 不可となります。当該事業は海外視察等の国外での事業は想定していません。

Q37 伴走型支援の中で、選定事業所が海外で事業を展開する場合、短期間、専門アドバイザー等を同行させることは可能でしょうか。

A 不可となります。当該事業は海外等の国外での事業は想定していません。

Q38 就職相談員やカウンセラーの配置は認められないのでしょうか。

A ハローワークの業務や自治体による無料職業紹介、相談員の配置などと重複するので常駐は認めていません。

Q39 例えば、事業者向けのICTセミナー等、創業者支援に関する内容ではない講習会の中において、フリーランスの働き方を推奨する内容の講習を行っても問題ないでしょうか。

A フリーランスについては、雇用安定等事業の趣旨に適さないため、創業者支援に関する講習会かどうかにかかわらず、フリーランスを推奨する内容にすることはできません。

そのため、講習会の講義を講師に委嘱をする場合においては、講師と事前に講習会の内容について打合せをしてください。

Q40 創業希望者に対する事業は、「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」「B 人材育成の取組」のいずれで実施すればよろしいでしょうか。

A 創業希望者を主なターゲットとする講習会は、「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」において実施してください。

Q41 当初計画していたセミナーの内容について、事業実施期間の途中で変更することはできるのでしょうか。

A 例えば個別メニューの追加等の重大な変更については、特段の事情を有する場合に、事業選抜・評価委員会の承認を得た上で認められます。さらに、雇用機会不足地域については、地域法に基づいた手続きを踏まえる必要があります。

ただし、軽微な変更については、地域種別にかかわらず事業・選抜評価委員会の承認は不要となり、労働局の承認を得た上で変更することがありますので、事前に変更内容及び変更理由を労働局へ報告してください。

なお、軽微な変更に当たる例としては以下の事項が挙げられます。いずれも当初の事業趣旨に相違せず、事業推進に悪影響がない範囲内での変更が前提となります。記載がない例については個別に労働局へご確認ください。

- ・個別メニューの内容の変更（複数日ある講習の1日目のカリキュラム変更など）
- ・個別メニューの実施形態の変更（対面開催・リモート開催の変更など）
- ・個別メニューの実施回数・時間数の変更
- ・再委託有無の変更
- ・協議会構成員の変更
- ・事業推進員数の変更（フルタイム勤務2名予定→フルタイム1名、週20時間以上勤務のパートタイム2名等）
- ・委託対象経費区分（人件費、管理費、事業費、消費税）内の流用
- ・人件費及び消費税を除く委託対象経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の経費区分を超える流用

【目標に関する事項】

Q42 アウトカムとして計上できる就職、採用の考え方を教えてください。

A アウトカムに計上できる就職、採用は、採用形態から判断するのではなく、事業を利用した結果との関係性から判断することとなります。

例えば、「事業主側がセミナーを受講し、労働環境を改善した結果、新規採用が実現できた」場合や、「求職者側がセミナーを受講し、スキルを習得した結果、新規採用に至った」場合など、事業を利用した結果との関係が認められる場合にあっては、定期採用だとしてもアウトカムに計上可能です。

一方、何らかのセミナー等を受講していた場合であっても、その結果とは全く関係性のない単なる定年退職者の補充による採用や、セミナー等を受講する前に内定を出していた場合の採用については、アウトカムには計上できません。

Q43 各年度のアウトカム報告時点で、就職はしていないが、就職が確約されている(内定が出ている)場合、アウトカムとして計上してよいでしょうか。

A 具体的な就職日が決まっている場合は、計上可能です。

報告時点で就職が確約されていることを把握した場合は、就職日が報告時点より後であっても、その時点での実績として計上可能です。

ただし、就職が確約された日(内定日)が報告時点以降の場合や、報告時点で就職の確約はされているが、具体的な就職日が決まっていない場合は、計上できません。

Q44 人材育成の取組及び就職促進の取組について、受講希望者がアウトプットに計上可能な者かどうかの確認はどのようにして行えばよいでしょうか。

A 「B 人材育成の取組」及び「C 就職促進の取組」のアウトプットには、原則、事業を利用した地域求職者の人数を計上することとなります。

しかし、新規学卒予定者のアウトプット計上については、一定の制限があるため、仕様書別紙1「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」の「学校種別による事業対象、実績(アウトプット、アウトカム)計上の可否一覧」を参照してください。

また、新規学卒予定者以外の受講希望者のアウトプット計上については仕様書 16 (2) イ「アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上について」及び別紙1を参照してください。

受講希望者が地域求職者に該当するかどうかの確認については、受講希望者に受講申込書を提出させたり、受講者に利用者アンケート調査票を提出させたりするなど、後日において検証可能な方法により行う必要があります。

仕様書様式第12号「【人材育成・就職促進の取組(求職者向け)】受講申込書」、仕様書様式第14号「【人材育成・就職促進の取組(求職者向け)】利用者アンケート調査票」を基本として、各地域の実情に応じた受講申込書を作成してください。

ネットによる受講申込の場合は、当該記録を印刷して受講申込書と一緒に保存してください。

電話による申込の場合は、事業推進員等が受講申込書に基づき確認するとともに、確認日、確認者等を記録し、確認結果を書面で残してください。

そして、仕様書様式第16号「【人材育成・就職促進の取組(求職者向け)】アウトプット・アウトカム名簿」として整備し保管してください。

Q45 「B 人材育成の取組」及び「C 就職促進の取組」のアウトカムの把握は、どのように行えばよいのでしょうか。

A 「B 人材育成の取組」及び「C 就職促進の取組」のアウトカムの把握は、事業利用者に対し、アンケート調査票に回答させるなど、後日において検証可能な方法により行う必要があります。仕様書様式第 14 号「【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】利用者アンケート調査票」の設問は修正、省略することなくそのまま使用しつつ、各地域の実情に応じて設問の追加や体裁の変更等を行い、調査票を作成し、調査を実施するなどしてください。

また、アンケート調査の結果、回答が来ないものについては電話確認も可能ですが、その場合、事業推進員等がアンケート調査票に基づき確認するとともに、確認日、確認者を記録し、確認結果を書面で残してください。

なお、新規学卒予定者のアウトカム計上については、一定の制限があるため、仕様書別紙 1 を参照してください。

Q46 アウトカムの把握方法として、具体的な取組を教えてください。

A 郵送や電話のほか、回収率の向上に向けて以下のような取組を実施している地域もあるため、参考にしてください。

- ・協議会担当者が直接事業所訪問を行い、調査項目を聞き取る。
- ・メールや Web フォーム、SNS からの回答も受け付ける。
- ・セミナー後のアンケート調査に回答することを、セミナー受講の条件とする。
- ・学生に関して、就職先の事業所がわかる場合や学校の協力が得られる場合は、事業所及び学校から本人に対して調査の承諾を得た上で事業者や学校への直接の聞き取りで把握する。

Q47 事業継続の可否は、原則として、事業 1 年度目・2 年度目において、2 月末時点までの実績により判断することとなっていますが、3 月に事業を実施することは可能でしょうか。

A 3 月に事業を実施することは可能ですが、年度の後半に実施することで一般的にアウトカムの確保が難しいと考えられることから、3 月に実施する必要性を十分に精査した上で、計画するようにしてください。

なお、年度で複数回実施する事業においては、2 月末時点で終了している回がある場合は、計画数を按分の上、事業継続可否の判断対象となります。具体例は以下のとおりです。

（例：2 日間で構成されるセミナーを年度で 1 回開催する場合）

- ・「1 日目：2 月 27 日 2 日目：2 月 28 日」で開催する場合

→判断対象

- ・「1 日目：2 月 28 日 2 日目：3 月 1 日」で開催する場合

→判断対象外

（例：2 日間で構成されるセミナーを年度で 2 回開催する場合）

- ・第 1 回：「1 日目：2 月 27 日 2 日目：2 月 28 日」、第 2 回：「1 日目：2 月 28 日 2 日目：3 月 10 日」で開催する場合

→判断対象（すでに終了した第 1 回のみが対象（第 1 回実績のみを計上する）のため、目標数を 1 / 2 で按分する。）

Q48 事業１年度目・事業２年度目において、各年度の３月以降の実績についてはどのように扱うのでしょうか。

A Q47 のとおり、３月に実施した個別メニューは、事業継続の可否判断の対象外となります。ただし、当該メニューの年度評価報告書の実績（６月末時点）が、「事業継続可否の判断基準」（仕様書別紙２）の改善計画提出を要する基準に該当する場合は、改善計画を作成し年度評価報告書とともに提出することになります。提出された改善計画については、必要に応じて、事業選抜・評価委員会から意見を付すことがあり、この場合、次年度は当該意見を踏まえて実施していただくことになります。

なお、事業１年度目、２年度目ともに、２月末までに実施した個別メニューのうち、２月末時点で３月以降の雇用・就職・正社員転換が確約されている場合（例えば４月１日付け採用）には、当該年度の実績として計上してください。この場合、翌年度の実績には計上できませんので、ダブルカウントしないようご注意ください。

また、事業各年度の翌年度７月以降の実績については、中間報告書、年度評価報告書には計上できませんが、事業成果として引き続き把握していくことを妨げるものではありません。

Q49 事業継続の可否判断の関係から、事業２年度目及び事業３年度目については、いつから事業を開始して良いのでしょうか。

A 中間報告において、実績が低調となり、事業継続可否の判断基準（仕様書別紙２）における『③改善計画作成・提出の要否』が『必要』『必要（継続不可の審査対象）』である個別メニューについては、選抜・評価委員会の承認後に事業を開始できます。

一方、実績が好調となり、上記基準において『不要』の対象となった個別メニューについては、新年度当初から事業を開始して構いません。

ただし、事業全体の３０％以上が、上記基準において『必要（継続不可の審査対象）』の場合は委員会の審査によっては事業全体が廃止となる可能性があるため、すべての個別メニューについて、選抜・評価委員会の承認後に事業を開始できます。

Q50 アウトプット・アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更することはできるのでしょうか。

A 原則不可としています。当該事業は提案された事業構想提案書を事業選抜・評価委員会で審査されて委託されるものであることから、途中で目標設定を変更することは特別な事情等がなければ認められません。

ただし、事業継続可否の判断基準によって、継続不可となる個別メニューがあった場合は、当該事業分が削減されます。

また、事業継続可否の判断にあたって、実績が低調の場合は、選抜・評価委員会において、実施規模の縮小（予算の削減や目標数の縮減など）を条件とする場合も考えられます。

Q51 地域外の求職者（地域内就職を希望していない者）から各種講習会等への参加希望があった場合、参加を認めても良いのでしょうか。また、アウトプット・アウトカムのカウントは可能でしょうか。

A 本事業は地域における「魅力ある雇用」や「それを担う人材」を確保するための取組事業であるため、当然地域求職者を対象とした講習会の開催が原則となりますが、国の委託事業という性質を鑑みれば、定員に空きがある場合は参加を希望する地域外居住の求職者で地域外での就職を希望する者を排除することはできませんが、アウトプット・アウトカムのカウントは出来ません。

なお、地域内の求職者は地域内外問わず、各取組に参加した結果、就職した場合はアウトカムにカ

ウトできます。地域外の求職者（地域内就職を希望している者）は、各取組に参加した結果、地域内に就職した場合はアウトカムにカウントできますが、地域外に就職した場合はアウトカムのカウントは出来ません。

Q52 地域外の事業所（地域内での事業所・営業所の新設、事業拡大を希望していない事業所）から「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」及び「C 就職促進の取組」において実施する講習会への参加希望があった場合、参加を認めても良いでしょうか。また、アウトプット・アウトカムのカウントは可能でしょうか。

A 「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」において実施する講習会は、新分野進出等のためのノウハウを提供し地域に魅力ある雇用を生み出すために開催するものであり、「C 就職促進の取組」においては、地域事業所と地域求職者とのマッチング支援や、地域事業所及び地域求職者への情報提供等の取組を行うものであり、国の委託事業という性質を鑑みれば、定員に空きがある場合は参加を希望する地域外の事業所を排除することはできませんが、アウトプット・アウトカムのカウントは出来ません。

なお、地域外の事業所（地域内での事務所・営業所の新設、事業拡大を希望している事業所）は、各取組に参加した結果、地域内で新たに雇用をした場合はアウトカムにカウントできますが、地域外で雇用した場合はアウトカムのカウントは出来ません。創業希望者についても、当該創業者が地域外で新たに雇用した場合は、アウトカムのカウントは出来ません。

Q53 既に就職状態にある者が、講習会の成果によってスキルアップし、副業に就いた又は始めた場合、アウトカムのカウントは可能でしょうか。

A 可能です。ただし、雇用又は就職の場合、所定労働時間が週 20 時間以上ある場合に限ります。

Q54 従業員を雇用する創業を目指して創業したものの、結果的に従業員を雇用出来なかった場合は、アウトプット・アウトカムには計上できないでしょうか。

A アウトプットには計上できますが、アウトカムには計上できません。

また、創業に関し、アウトカムの対象となるのは、当該創業者（アウトプット対象者）が地域内で創業し、雇用した人数（所定労働時間が週 20 時間以上）となります。（創業者自身はアウトカムの対象とはなりません。）

Q55 『A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組』の従業員を対象としたメニューの場合において、アウトカムの取り扱いはどのように考えれば良いでしょうか。

A 従業員のスキルアップにつなげることだけでは、本事業における真の目的を果たすものではなく、雇用創出（魅力ある雇用機会の確保・拡大）につなげる必要があります。

このことから、アウトカムについては、次のような事業を利用した結果との関係性が求められます。

- 1 支援を受けた従業員のスキルアップ、資格取得等により、事業拡大、売上増加等が図られ、新規雇用の創出につながった。
- 2 従業員のスキルアップを積極的に図る魅力ある職場への転換が図られ、新規採用につながった。
- 3 支援を受けた非正規雇用労働者のスキルアップ、資格取得等により、正規雇用労働への転換が図られた。

【経費に関する事項】

Q56 事業推進員の「定期健康診断料」を計上することは可能でしょうか。

A 労働安全衛生規則に基づいて行う定期健康診断については計上できます。

Q57 講師やアドバイザー、コンサルタント等への謝金について、基準はあるのでしょうか。

A 謝金については、既存の内規等に基づき、適正に支払等を行ってください。

謝金についての内規等がない場合には、市町村の規定を目安とし、その範囲内で支出してください。

ただし、特殊な事情がある場合には当該事情を説明できる資料（講師選定理由及び当該講師の謝金額が適正額であることの根拠資料（直近の類似事業における同様の講義の謝金実績等））を準備し、適切な額であると労働局の確認を受けた場合には、当該目安によらないことができます（著名な人に講師を招聘すると講演料が高額となるので講師選定に当たっては留意すること。）。

Q58 協議会の定例会開催に係る経費を委託費（管理費）から支出することは可能でしょうか。

A 活性化事業の円滑な実施に資するよう、事業内容の検討やコンセンサス形成のために開催される定例会等の会議については、その開催に係る経費（協議会構成員以外の出席謝金・旅費、協議会構成員の旅費、会場借料、会議費等）を委託費の対象とすることができます。

ただし、定例会については、もともと自主的に設置された性格のものであるため、協議会の構成員の出席謝金は委託費の対象とはなりません。

また、活性化事業に関係しない事項についての検討やコンセンサス形成のために開催される会議（例えば、活性化事業との関係がない地域再生計画関連支援措置に関する検討等）については、委託費の対象とはなりません。

Q59 事業推進員の超過勤務手当の不足が発生した場合、管理費や事業費からの流用（経費配分の変更）は可能でしょうか。

A 不可となります。事業推進員の超過勤務手当等の人件費の不足が発生した場合であっても、経費区分間の流用はできませんので、市費等により措置いただくことになります。

Q60 台風や地震等、自然災害の発生により講習会を中止せざるを得ない場合、講習会実施に当たり既に作成したパンフレット費用や講師キャンセル料を委託費より支出することは可能でしょうか。

A 可能です。自然災害等やむを得ない理由により講習会が中止となった場合は、それに係る費用を委託費より支出していただいて構いません。なお、協議会都合により講習会を中止する場合（参加者を集められなかった等）には、パンフレット作成費用や講師キャンセル料について委託費より支出できないためご注意ください。

Q61 講習会や企業説明会等を開催する際に、保育コーナーや保育士を措置する経費を委託費として計上することは可能でしょうか。

A 可能です。

Q62 U I Jターン就職希望者に対し、職場体験や地域見学会、合同面接会等を実施する場合、現地滞在費に上限等がありますか。

A 現地滞在費として宿泊費を支弁する場合、委託費で支弁可能な宿泊数は1人あたり4泊5日、1日あたりの宿泊費については、仕様書別紙5において都道府県ごとに定める額（宿泊翌日の朝食代含む）が上限となります。なお、市費により5日以上にわたる職場体験等や宿泊費上限を超えた分を支弁したうえで職場体験等を実施することは可能です。ただし、U I Jターン就職希望者の居住地から現地までの交通費については、委託費で支弁できない点にご留意ください。

【再委託に関する事項】

Q63 再委託の定義を教えてください。

A 再委託とは、本来受託業者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものになります。契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たりません。

Q64 活性化事業の再委託に当たってはどのような点に留意すべきでしょうか。

A 活性化事業の実施主体はあくまで協議会等であることから、仮に事業実施の一部を再委託する場合であっても、協議会等は再受託者の事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、適切に管理する必要があります。

特に再受託者の行っている自主事業等と活性化事業との経理区分の徹底を図ること等をはじめ、協議会等は適切な管理を行ってください。

また、協議会等が事業の一部を再委託する場合においても、国（労働局）と協議会等との本契約と同様に事業実施結果・精算報告の内容が適正であることを確認し委託費の額を確定する必要がありますので、実施状況を問わず予め支払い額を確定させた契約は行わないよう留意が必要です（※）。

なお、再受託者の選定に当たっては、原則として公募による競争的手続きにより選定することが必要です。

※ 例えば、再委託した講習会の参加者が定員に満たない場合は、テキスト代や会場規模の縮小等により経費の抑制が可能となりますので、実施状況に応じた精算確定を行うこととなります。

Q65 第三セクターに事業を再委託したいと考えています。可能でしょうか。

A 可能です。

ただし、第三セクターが従来から実施している事業や当初より実施を予定していた事業を活性化事業として構想・提案し、再委託することは出来ませんので御留意ください。第三セクターに事業を再委託することを想定している場合には、再委託理由書等に本事業で実施する事業が新たに実施することであること、第三セクターが従来から実施する事業を代用するものでないこと等を明記してください。

Q66 就職促進の取組において、フェイスブックやインスタグラム等の各種SNSの他に、協議会の情報発信のためのホームページを独自に開設する場合、ホームページの構築や、ホームページ開設後の運用・保守・点検等の業務を外部へ再委託することは可能でしょうか。

A 可能です。

ただし、インターネットからの不正アクセス等により、個人情報等が外部に漏えいしないための対策を講じていただく必要があります。そのため、再受託者の選定に当たっては、仕様書16（7）の情報セキュリティ管理で求める事項を条件として調達手続きを行ってください。

【その他の事項】

Q67 活性化事業を実施するために設立した協議会は、消費税法上における課税事業者となりますか。

A 消費税の取り扱いについては、協議会の設立時期等によりそれぞれの地域で異なりますので、地域の税務署までお問い合わせください。

Q68 活性化事業を実施するために設立した協議会は、法人税法上における納税義務者となりますか。

A 一般的に、法人税法上、協議会は「人格なき社団」に該当し、「請負業」に該当する「収益事業」であるとみなされ、人格なき社団が収益事業を行っている場合は、法人税の申告が必要となります。

ただし、法人税基本通達 15-1-28 により、当該業務が法令の規定等に基づき実費弁償により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は収益事業とならない場合があります。法人税の取り扱いについては、地域の税務署までお問い合わせください。

なお、法人税は事業実施に必要な経費とは言えないことから、委託費で措置することはできません。

【参考：国税庁ホームページ】

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/091228/01_06.htm